

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	1-110
許認可等の種類	換地計画の変更の認可				
根拠法令条例等・条項	土地区画整理法第97条第1項				
許認可等の概要	<p>施行者は、換地計画を変更しようとする場合においては、その換地計画の変更について、都道府県知事の認可を受けなければならない。</p>				
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】土地区画整理法第97条第2項及び第3項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理法第97条第2項</li> </ul> <p>個人施行者が換地計画を変更しようとする場合には、換地計画の区域内の宅地について権利を有する者の同意を得なければならない。ただし、その権利をもって施行者に対抗することができない者については、この限りではない。もし、その権利者のうち、所有権又は借地権を有する者以外の者の同意を得られないとき、又はその者を確知することができないときは、それらの理由を記載した書面を添付して、認可申請をすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理法第97条第3項</li> </ul> <p>区画整理会社から換地計画の変更の認可申請をする場合には、規準及び事業計画について、施行地区となるべき区域内の宅地の全ての所有者及びその区域内の宅地の全ての借地権者のそれぞれ3分の2以上の同意を得なければならない。</p> <p>個人施行者以外の施行者から換地計画の認可申請があった場合には、都道府県知事は、①申請手続きが法令に違反していること、②換地計画の決定手続き又は内容が法令に違反していること、③換地計画の内容が事業計画の内容と抵触していることのうち、いずれかに該当する事実があると認めるとき以外は、その認可をしなければならない。</p>				
基準の制定根拠	-				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定(処分の先例が僅少のため、具体の期間の設定が困難)				
期間の制定根拠	-				